

# 転倒・腰痛災害発生状況 について

## 本日の内容

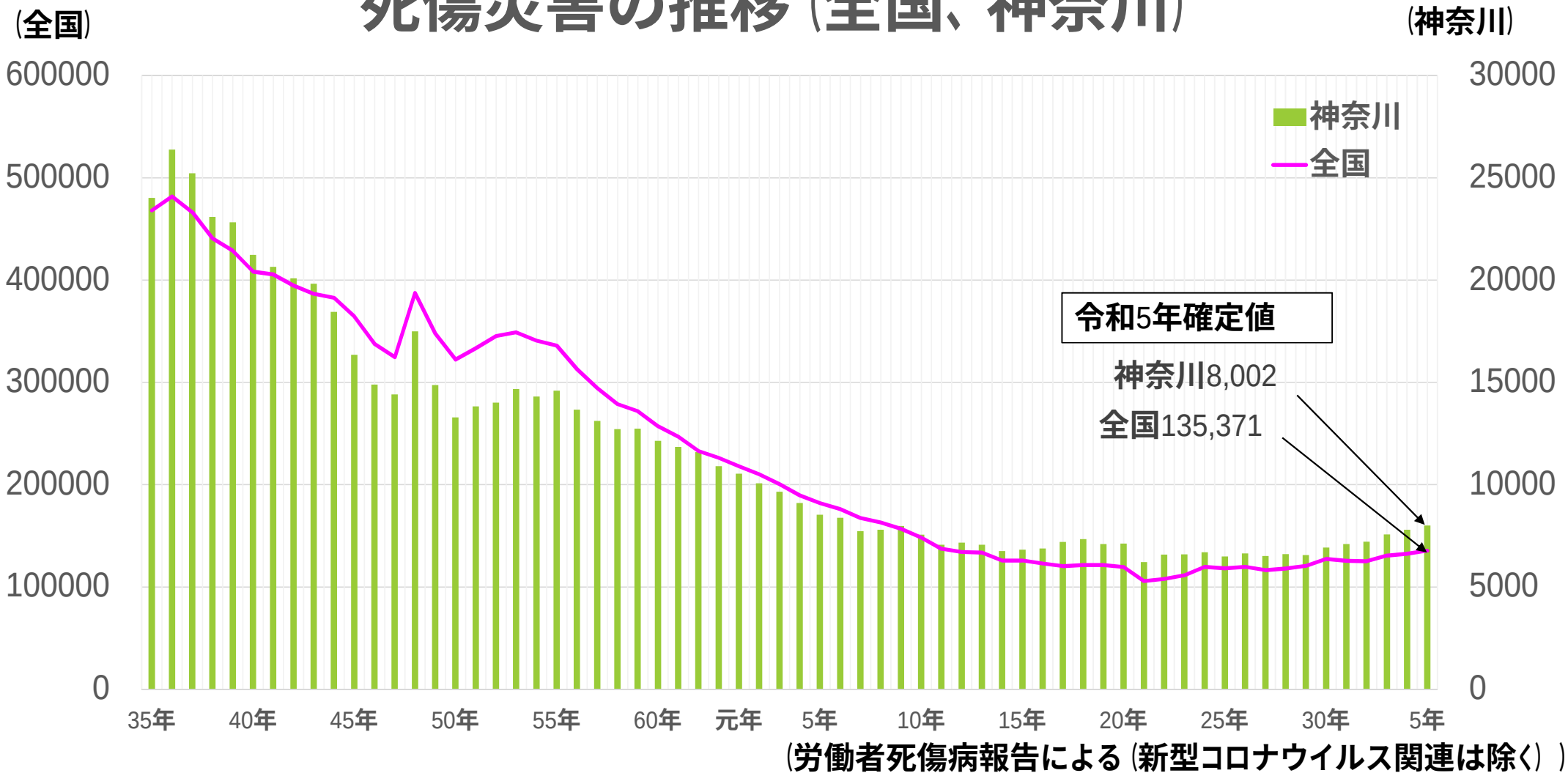
1. 労働災害の現状
2. 転倒・腰痛災害の発生状況
3. 災害防止の取組

神奈川労働局労働基準部安全課・健康課  
(令和6年10月)

# 1 労働災害の現状

---

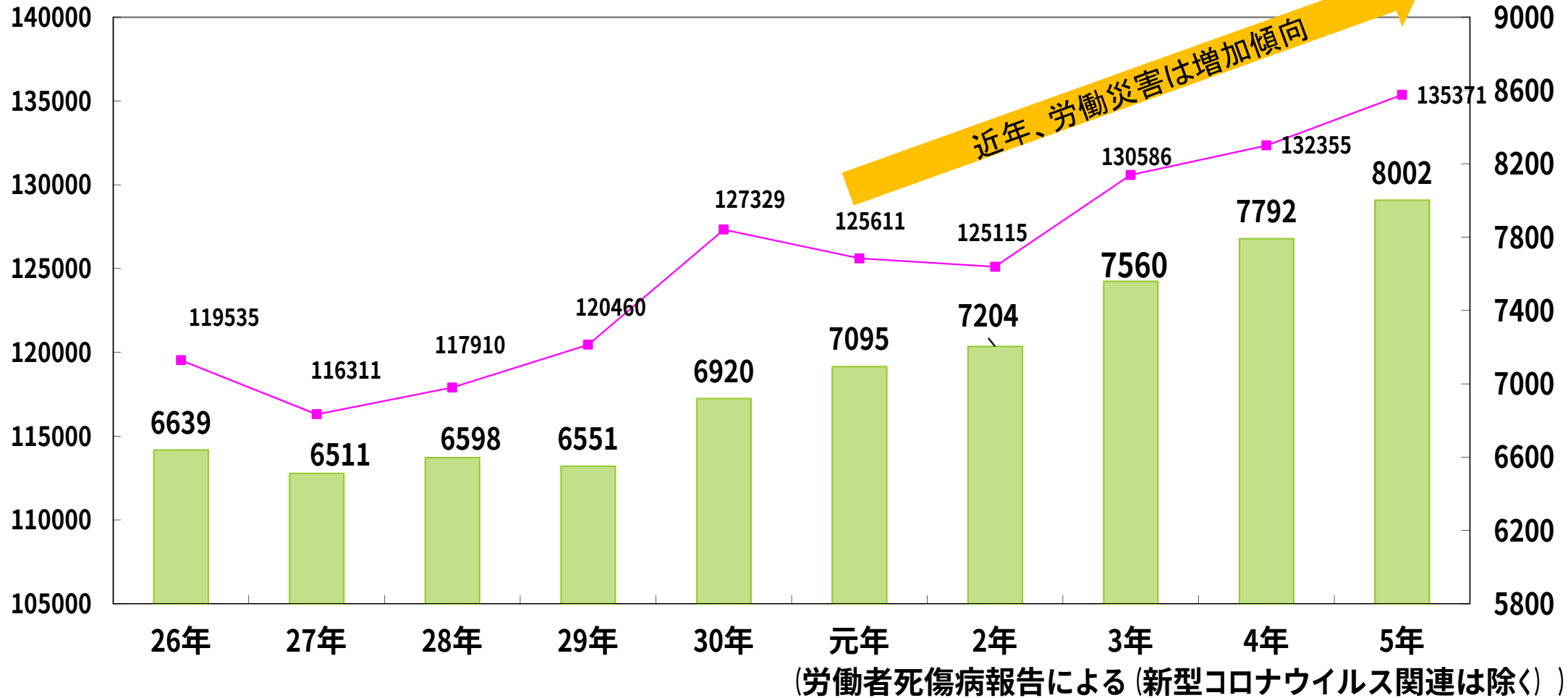
# 死傷災害の推移 (全国、神奈川県)



# 直近10年間の死傷災害発生件数 (全国、神奈川県)

(全国)

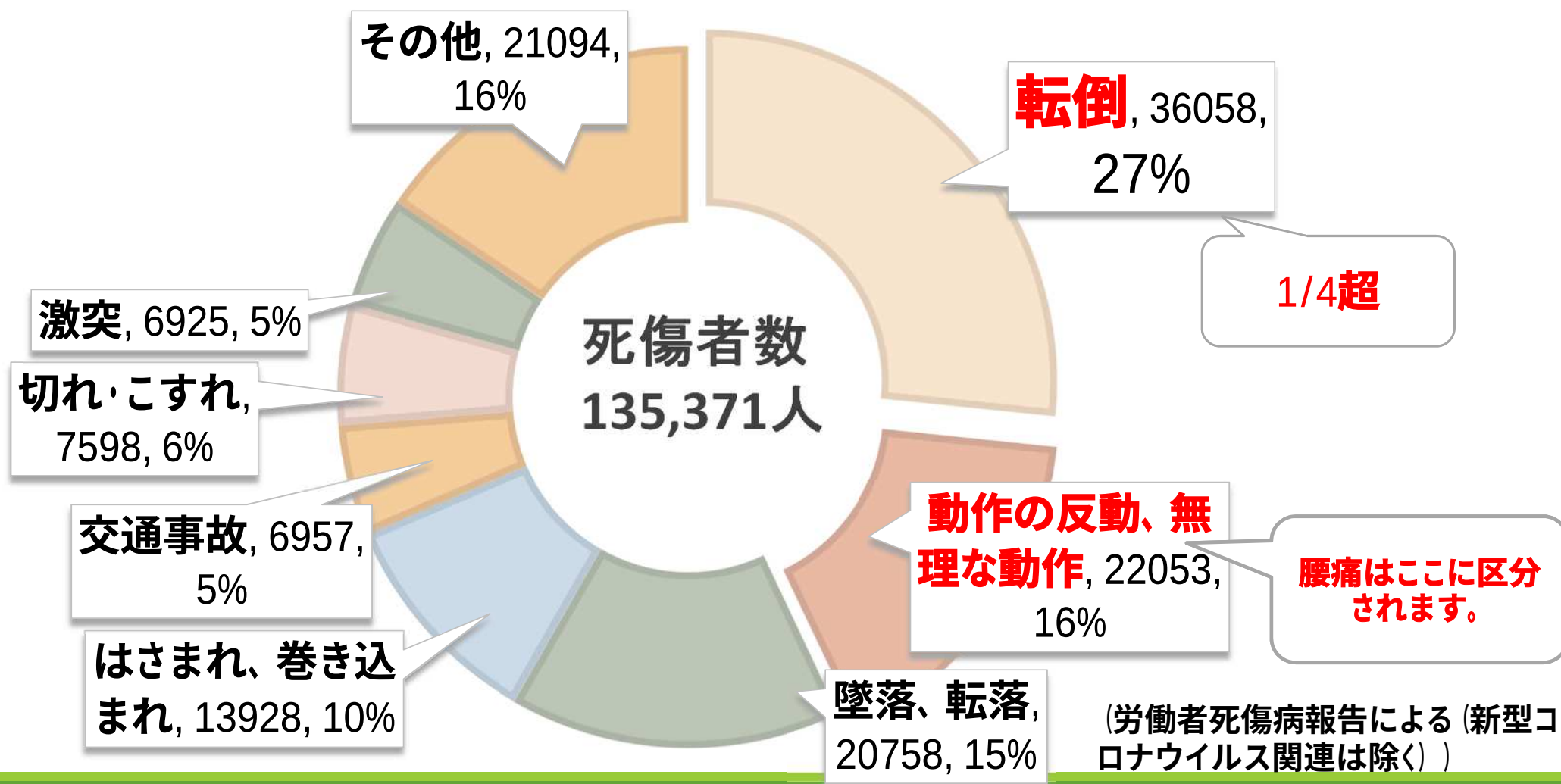
(神奈川県)



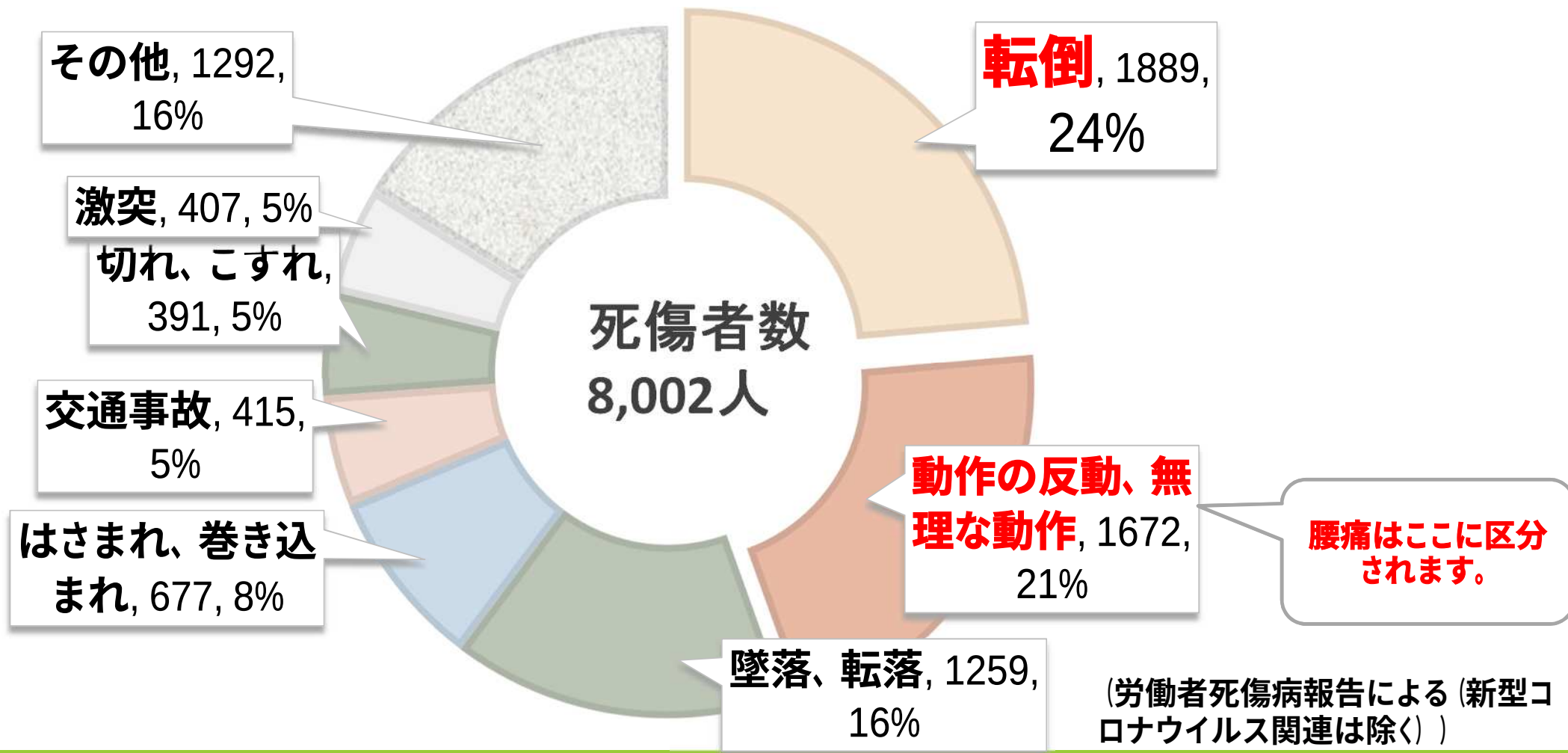
## 2 転倒・腰痛災害の発生状況

---

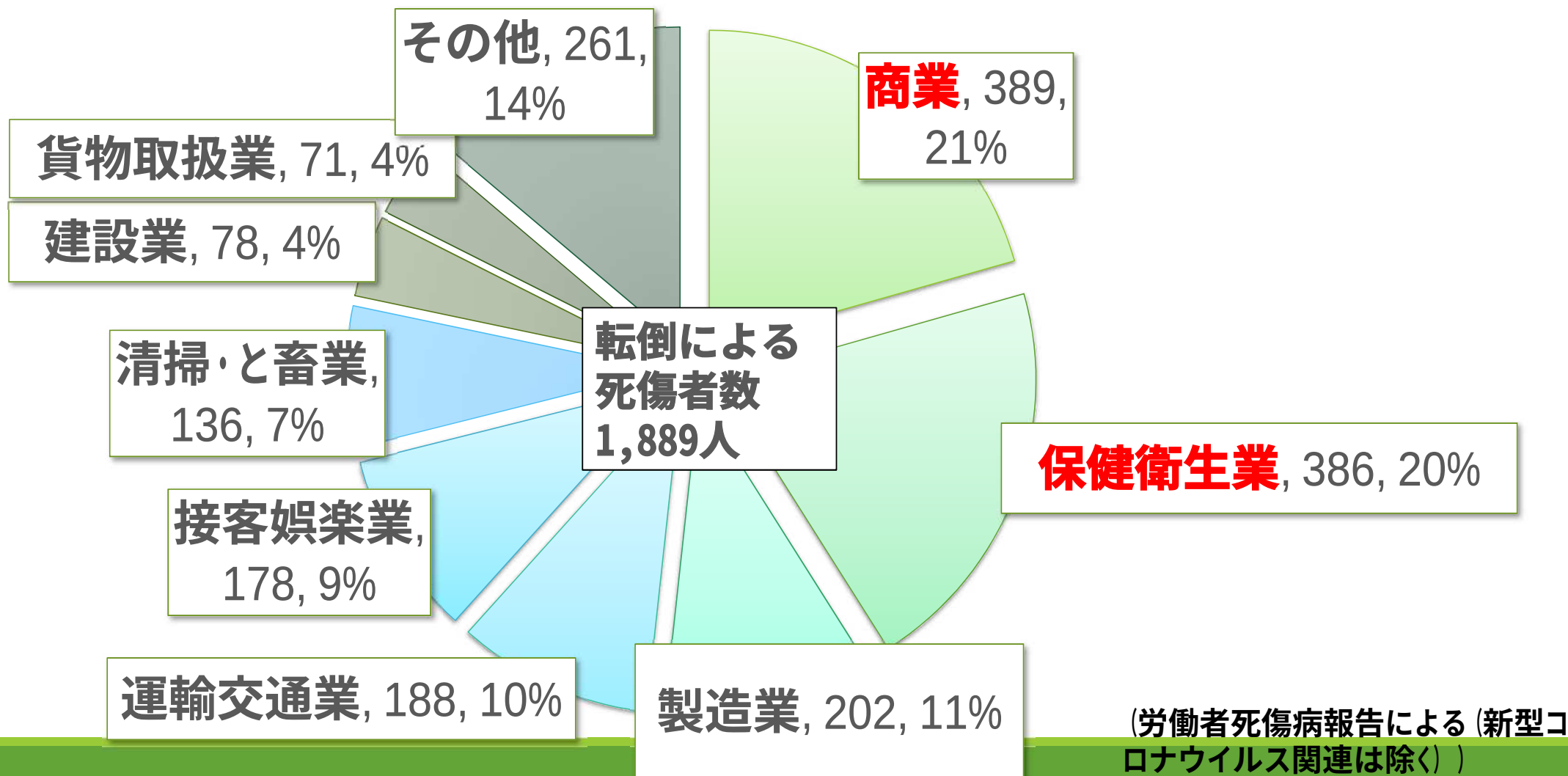
## 令和5年の全国の事故の型別死傷災害



## 令和5年の神奈川の事故の型別死傷災害



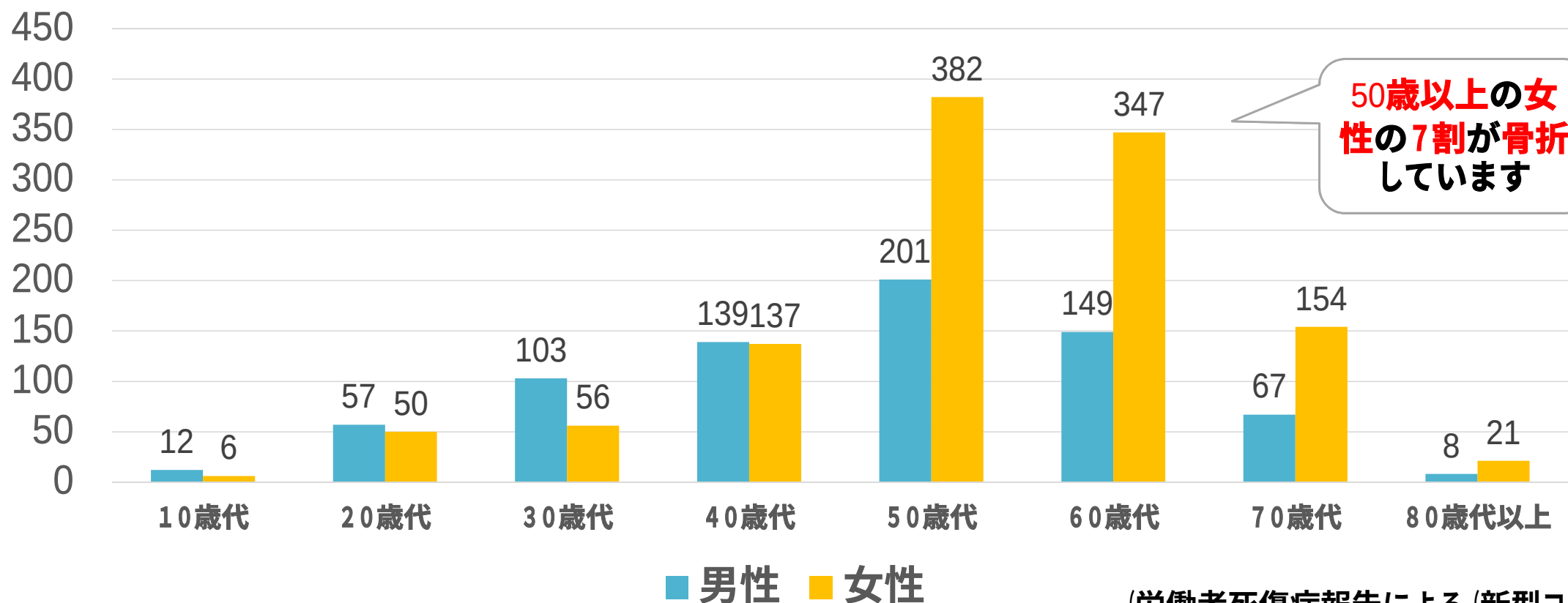
## 令和5年の業種別「転倒災害」発生状況 (神奈川県)





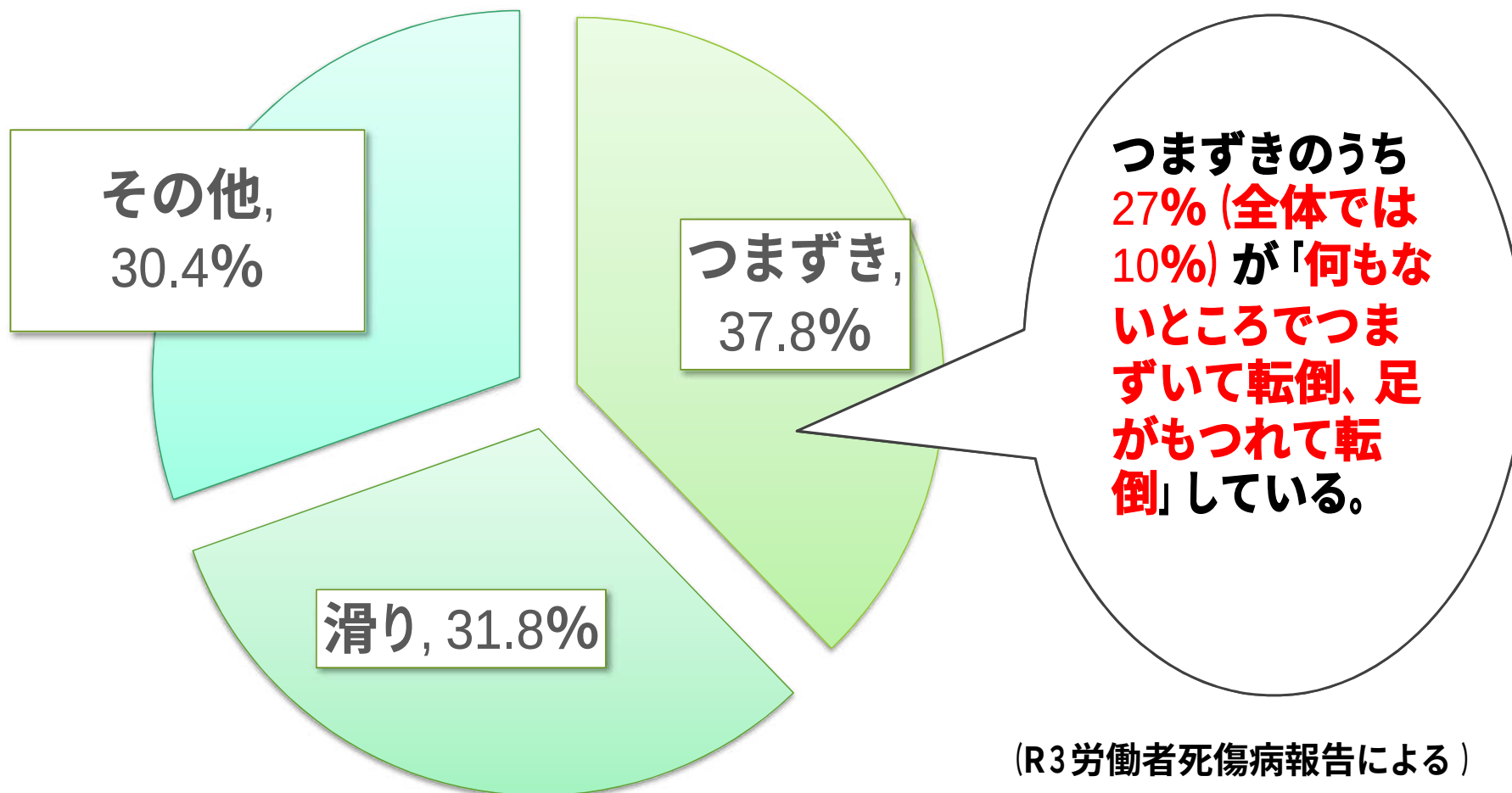
# 令和5年の 転倒災害 の年齢別・男女別発生状況 (神奈川)

50歳以上は女性が多い

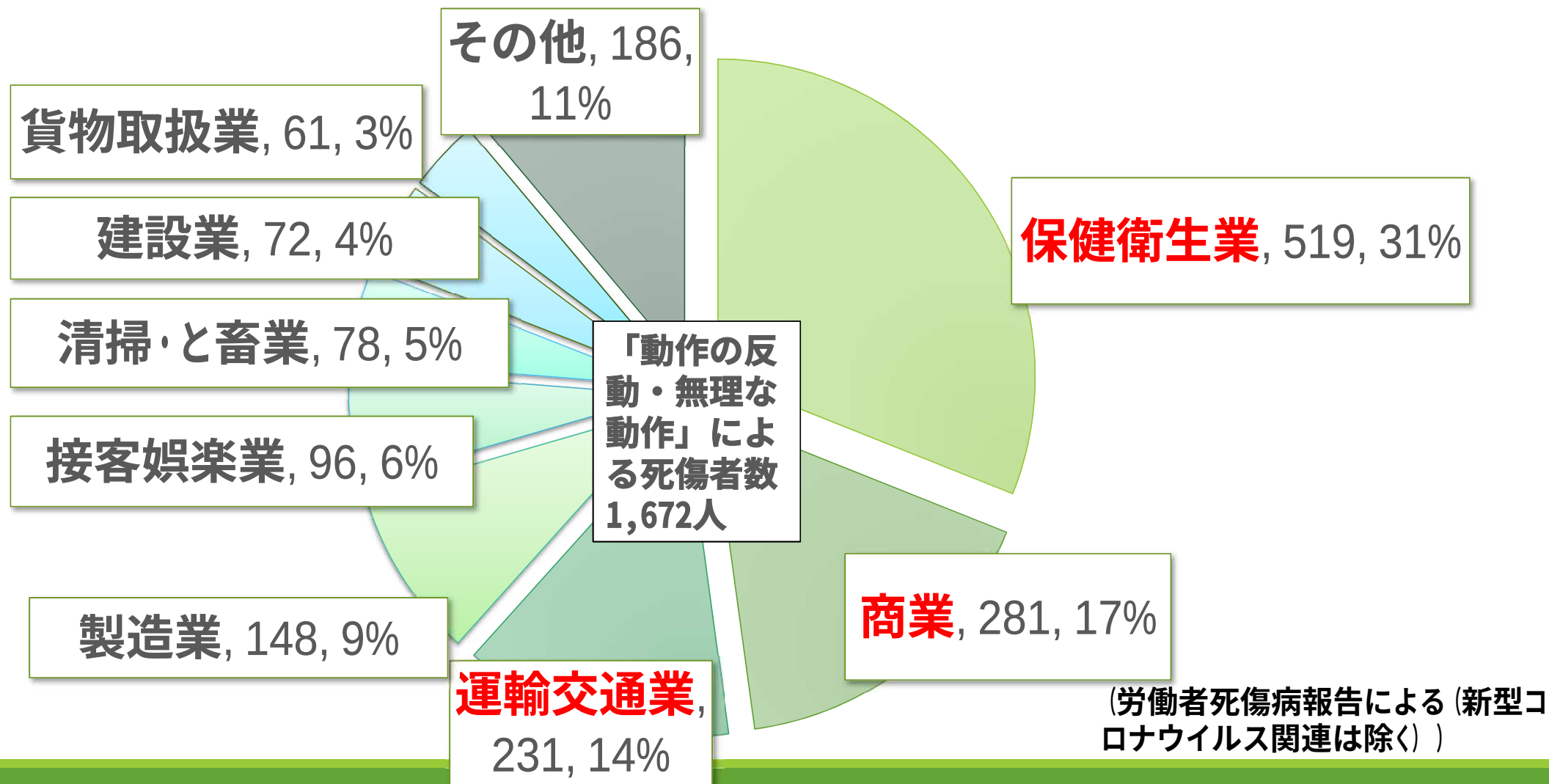


(労働者死傷病報告による(新型コロナウイルス関連は除く))

## 転倒災害の類型 (令和3年 全国 厚生労働省まとめ)



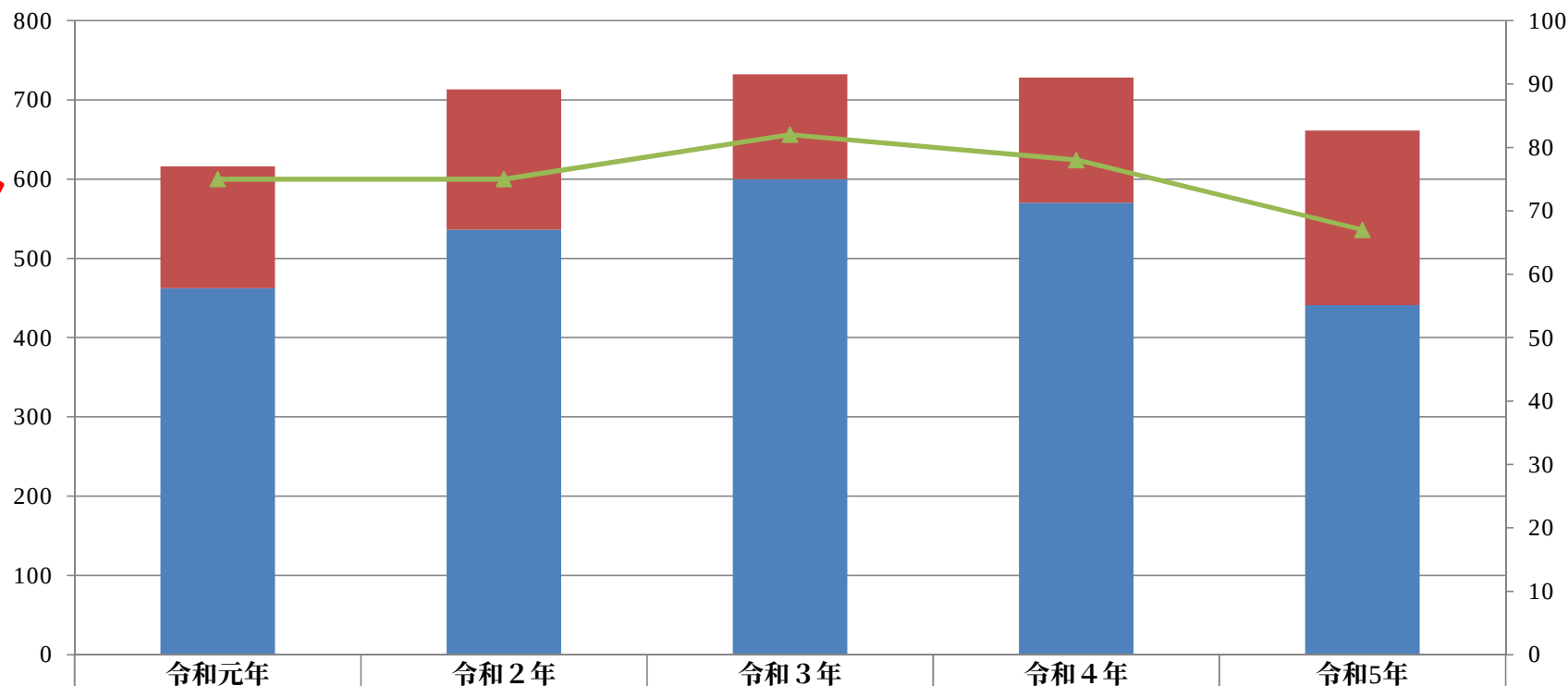
## 令和5年の業種別「動作の反動・無理な動作」災害発生状況 (神奈川)



# 神奈川における業務上疾病（腰痛）発生状況

神奈川労働局管内の業務上疾病による休業4日以上死傷者数（※新型コロナウイルス感染症を除く）は、年間600人程発生し、うち8割程度が腰痛です。

ただし、腰痛に関しては2年連続減少しており、令和5年には、4年ぶりに500人を下回りました。



|                |     |     |     |     |     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 腰痛以外の疾病による死傷者数 | 154 | 177 | 132 | 158 | 220 |
| 腰痛による死傷者数      | 462 | 536 | 600 | 570 | 441 |
| 腰痛が占める割合(%)    | 75  | 75  | 82  | 78  | 67  |

# 労働災害（転倒・腰痛）発生状況のまとめ

- ・近年、死傷災害が **増加傾向** にある。
- ・その中でも **転倒・腰痛** が増えている。
- ・転倒はどの業種でも発生しているが、商業（小売業）と保健衛生業（社会福祉施設）が多い。
- ・転倒の被災者は **高年齢労働者** 、特に女性が多く被災し、骨折が多い。
- ・腰痛は保健衛生業（社会福祉施設）、商業（小売業）、運輸交通業が多い。

# 3 災害防止の取組

## 第14次労働災害防止計画（計画期間 2023年度～2027年度（5か年計画）） （計画の目標）

- ・ 2027年までに、神奈川県内の死亡者数を **20人以下**
- ・ 2027年までに、神奈川県内の死傷者数を **7,400人以下**

### ・ 転倒・腰痛災害防止に関しては、

- ① **転倒災害対策**（ハード・ソフト両面からの対策）に**取り組む事業場の割合**を2027年までに**50%以上**とする。
- ② **卸売業・小売業/医療・福祉の事業場**における**正社員以外の労働者**への**安全衛生教育の実施率**を2027年までに**80%以上**とする。

という取り組みにより、作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛）増加に歯止めをかける。

## 転倒災害を防止するための取組について



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

これらの災害を防止するため、設備の欠陥、作業靴の見直し、4 S 活動、KY（危険予知）、危険の「見える化」、転倒予防教育、転倒予防体操 などのハード面、ソフト面の取組が重要となります。



# 高齢労働者対策について

## エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」)を策定しました。

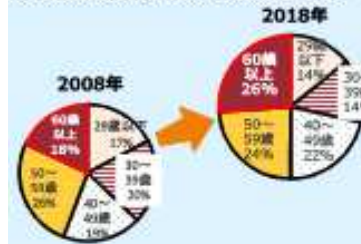
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、作業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

## 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

■ 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

|       | ① 高齢労働者の労働災害防止対策コース                                                                                                          | ② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース                                                                                                     | ③ コラボヘルスコース                                                                                                                                                                         |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)</li> </ul>                                                      |                                                                                                                                                                                     |
| 補助対象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・技術の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul> |
| 補助率   | 補助率: 1/2                                                                                                                     | 補助率: 3/4                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                     |
| 補助上限額 | 上限額: 100万円(消費税を除く)                                                                                                           |                                                                                                                                 | 上限額: 30万円(消費税を除く)                                                                                                                                                                   |

### ※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象事業者

| 事業者の種類 | 補助率 |
|--------|-----|
| 小売業    | 1/2 |
| サービス業  | 1/2 |
| 卸売業    | 1/2 |
| その他の業種 | 1/2 |

※1 常時使用する労働者数、または従業員数等の少ない小規模事業者には中小企業事業者とはなりません。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

もうすぐ終了ですが、  
おそらく来年度も実施  
されると思われます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会



厚生労働省や神奈川労働局のホームページ、職場のあんぜんサイトなどにリーフレットや動画、好事例などが掲載されています。

職場の安全を応援する情報発信サイト/  
**職場のあんぜんサイト**

▶ HOME ▶ お問い合わせ



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール

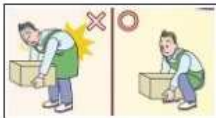
ホーム > 教材・資料 > 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

## 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。



～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～  
(4分15秒)  
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業  
「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～  
(8分56秒)



～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～  
(8分55秒)



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 転倒予防・腰痛予防の取組

## 転倒予防・腰痛予防の取組

啓発資料・リーフレット・動画 (ご自由にダウンロードしてご活用下さい)

厚生労働省

**神奈川労働局**

ホーム

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

神奈川労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 転倒災害防止のための取組事例

## 転倒災害防止のための取組事例

- ・ **10月10日**は、日本転倒予防学会が制定する「**転倒予防の日**」です。
- ・ 厚生労働省と消費者庁は、日本転倒予防学会と協力して、「転倒予防の日」を契機に、国民に対する転倒予防の呼びかけを行うこととしています。

## 転倒予防川柳

応募期間 2024年5月1日（水）～7月31日（水）

結果発表 2024年10月10日（木）

過去の実施内容は以下よりご覧ください。

<https://www.tentouyobou.jp/ippan/senryu>

今年度分の応募は終了しましたが、おそらく来年度も実施されると思われます。

参考

|          |                     |                |
|----------|---------------------|----------------|
| 2011年大賞  | 口先の 元気に 足が追いつかず     | (埼玉県 掛川二葉)     |
| 2012年大賞  | コケるのは ギャグだけにして お父さん | (兵庫県 奥田明美)     |
| 2013年大賞  | あがらない 年金こづかい つま先が   | (静岡県 石川芳裕)     |
| 2014年大賞  | つまづいた むかしは恋で いま段差   | (長崎県 福島洋子)     |
| 2015年大賞  | 滑り止め つけておきたい 口と足    | (東京都 佐川晶子)     |
| 2017年大賞  | 離さない 昔は君で 今は杖       | (愛知県 井深 靖久)    |
| 2018年大賞  | つまずきは 孫は分数 祖母段差     | (栃木県 青柳婦美子)    |
| 2019年大賞  | クラス会 終わって杖の 探し合い    | (愛知県 P.Nさごじょう) |
| 2020年大賞  | 密減らし 増やしたいのは 骨密度    | (兵庫県 田村 功)     |
| 2021年大賞  | いつまでも 密と思うな 骨と愛     | (神奈川県 佐々木恭司)   |
| 2023年大賞  | スマホより 手すりを持って 上り下り  | (愛媛県 のほほん)     |
| 厚生労働省特別賞 | こけかけた 床見たけれど 何も無し   | (徳島県 羽場ゆり子)    |

※2016年は、受賞者の都合でご辞退。2022年は休止。

# アンケートにご協力をお願いいたします。

労働災害防止とアンケートのお願い（令和6年度版）

神奈川労働局 労働基準部長

時下ますますご清栄のことと御喜び申し上げます。

また、日頃、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局における労働災害発生状況は、休業4日以上死傷災害が平成29年以降、増加の一途をたどっている等、大変厳しい状況となっています。このような状況下、当局では、労働災害を計画的に削減するため、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）を策定して、下記を目標として取り組んでいるところです。

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取り組んでいただくことが、大変重要であることから、当局では、労働災害防止対策の実態を把握するためアンケートを実施させていただきますことといたしました。

つきましては、業務ご多忙中、大変恐縮とは存じますが、神奈川労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス、QRコード又は裏面の方法によりアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に1回だけのご回答をお願いするもので、何度かこのお願いを受け取られた場合でも2回目以降の回答は不要です。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
- 2 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少（7,400人以下）する。

本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

※アドレスのQRコード



神奈川労働局労働基準部安全課・健康課  
電話 045-211-7352・7353

